

## 令和5年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年4月5日（水）
- 2 招集通知日 令和5年4月5日（水）
- 3 招集日時 令和5年4月20日（木）午後3時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一永	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相樂 俊陽	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 3名（安田彰委員、小林弘一委員、岡部重雄委員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	有我 宏和

	主	査	筋内 義則
	主	査	影山 美智代
経済環境部農政課		農業政策係長	島田 浩光
	主	事	増田 啓介

## 10 議 案

議案第 15 号 農用地利用集積計画について

議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 18 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 19 号 令和 4 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地一時転用届出書の受理について

報告第 13 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 14 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受理について

## 11 その他

## 12 開 会 (午後 3 時 3 0 分)

## 13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

## 15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 11 番 松川美智夫 農業委員と 12 番 吉田かつ子 農業委員を指名した。

## 16 議 事

審議内容 別添のとおり。

## 17 閉 会 (午後 4 時 2 4 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年4月21日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第4回総会

令和5年4月20日(木)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第15号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第50号から第59号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第15号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第15号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第8号について、齊藤推進委員よろしく申し上げます。

齊藤推進委員 受理番号第8号について説明申し上げます。

4月9日、村上農業委員と現地調査をしたので説明致します。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人はこれまで申請地を他の農家に貸していたが、譲受人の次男が申請地の近隣に住宅を建設することから、畑仕事の手伝いを受けて耕作をするため譲り受けることとしました。

譲受人は水田のほか、農作物や加工品を「はたけんぼ」に出荷するなど複合経営を行い、効率的な農地の利用にも励んでおります。

なお、購入価格は両者協議の上決定しており許可上特段問題は無いと思われませんが農業委員のご審議、よろしくお願い致します。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第9号を池田推進委員お願いいたします。

池田推進委員 受理番号第9号についてご説明申し上げます。

4月16日、農業委員と私の2名で譲渡人の説明を受けてまいりました。

譲渡人味戸太喜男と譲受人味戸俊男は親子であることから、味戸太喜男が高齢を理由に息子の俊男が農地を譲り受け引き続き農地として利用していく予定なので問題はないと思われまますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第10号を大河原推進委員お願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第10号についてご説明申し上げます。

4月16日、農業委員と私の2名で譲受人の説明を受けてまいりました。

譲渡人の所有地を20年来管理してきた譲受人に対し高齢を理由に農地の購入を依頼した。譲受人も今後も農地として利用していく予定で、価格も双方合意のもとに決定されたもので問題ないと思われまますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第11号、第13号から第17号を関口推進委員お願いいたします。

関口推進委員 受理番号第11号、13号、14号、15号、16号、17号の6件について説明申し上げます。

4月16日、農業委員桑名氏、深谷氏、推進委員大河原氏と私の4人にて現地保土原地区1筆、泉田地区10筆全域を立会い及び詳細説明を受けました。貸し人伊藤俊彦氏と借受け人株式会社ジェイラップ代表取締役伊藤氏は同一者で個人所有している水田を自社経営会社との使用貸借権設定するものです。借受人株式会社ジェイラップは、創業30年の地域密着型の企業で、玄米流通販売、白米製造販売、野菜、果実流通販売、農作業全般受託等、加工品販売、そして太陽光発電による電気供給事業も行っており、営

農機械、設備、栽培技術ノウハウは最先端な状況で運営しており、認定農業者も受け、農業従事者も約5名体制で行っており、地域の効率的農地利用をしており問題ありません。又、使用貸借期間10年無償についても、許可上特に問題なく、委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第12号、第18号、第19号を関口推進委員願います。

関口推進委員 受理番号第12号、第18号、第19号についてご説明申し上げます。

4月16日、農業委員桑名氏、深谷氏、推進委員大河原氏と私の4人にて現地泉田地区4筆全域を立会い及び詳細説明を受けました。貸し人伊藤大輔氏と借受け人株式会社ジェイラップ代表取締役伊藤俊彦氏とは親子関係にあり俊彦氏の長男で、大輔氏の個人所有している水田を自社経営会社との使用貸借権設定するもので、大輔氏も株式会社ジェイラップの役員をしておりません。借受人株式会社ジェイラップは、創業30年の地域密着型の企業で、玄米流通販売、白米製造販売、野菜、果実流通販売、農作業全般受託等、加工品販売、そして太陽光発電による電気供給事業も行っており、営農機械、設備、栽培技術ノウハウは最先端な状況で運営しており、認定農業者も受け、農業従事者も約5名体制で行っており、地域の効率的農地利用をしており問題ありません。又、使用貸借期間10年無償についても、許可上特に問題なく、委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第20号を村上推進委員願います。

村上推進委員 受理番号第20号についてご説明申し上げます。

4月15日、農業委員と私の2名で譲受人である鈴木氏の説明を受けてまいりました。

申請地は譲受人の宅地に隣接しており、今後畑として耕作していきたいということから譲渡人に購入を依頼しました。価格については、お互いの協議の上であります。内容については問題ないと思われしますので、委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」  
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適  
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ  
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 2 号から第 11 号を関口推進  
委員お願いいたします。

関口推進委員 受理番号第 2 号から 11 号の 10 件（11 筆）について一括にて説明申し上げま  
す。

4 月 16 日、農業委員桑名氏、深谷氏、推進委員大河原氏と私の 4 人にて現  
地保土原地区 1 筆、泉田地区 10 筆全域を立会い及び詳細説明を受けました。

経緯についてここ数年の現状における米価の下落、米の消費減に加え肥料、  
農薬の高騰、各種資材や農機具の高騰により今後の米価収入に不安を感じ、  
何とか収入源を増やし、農機具等、最低でも固定費をまかないきれぬ様な経  
営をしていかないといけない事から、長期計画として取り入れ、その一途を  
昨年度より営農型発電を導入実施し、第 2 段として今回の申請となり、次に  
第 3 段と広げていきたいと思っている、又、実績を積み上げて改善を重ねこ  
の事例を基に、地域全体の多くの農業経営者が参考にして頂き、今後の農業  
経営維持を目指していける様努力したい。

申請地は江花川をはさみ、南側が保土原地区水田地帯、北側が泉田地区の  
水田地帯で両地区共に 30a 区画整備された水田地帯であります。営農型発電  
設備設置することに対する、直接の周囲の水田に与える影響はなく、更に今  
回の営農型発電設備の設置位置が水田の真ん中を中心に 4 方の畦畔より 6m  
以上離して設置するのと、柱、パネルの間隔、高さ等も機械作業面、又は太  
陽の当たる水稻作物等にも考慮してした設計、計画であり又、昨年一年間の  
実績があり、農地の集団性を阻害する物ではなく、委員の皆様のご審議をよ  
ろしくお願いいたします。3 月 15 日、3 月 13 日に村上委員、矢部委員、矢吹  
委員と同行して譲受人を訪問し、内容を確認させていただきました。該当す

る土地は譲受人の社屋工場と山際に位置する安積疎水の間で独立した進入路もなく、譲受人の社員駐車場を使って農地の耕作を行っている状況でした。このような状況の中で、譲渡人の方から農地の譲渡が提案され、社員増加に伴う駐車場の拡張の必要性を感じていた譲受人も、周辺農地の譲渡人との交渉を合わせて行いました。その譲渡人にとっても土地の立地条件や農作業の効率性などから、今回の交渉に前向きな姿勢を示されています。譲渡予定の農地の安積疎水脱退費用は譲受人が負担するとのこと。また、譲渡価格については譲渡人と譲受人との話し合いの結果であり、問題の解決に配慮されたものになっているものと思いますので、委員の皆様の審議をよろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

渡邊委員 平面図で疑問に思ったことで、スクリー杭 76 mm×73 本では 0.33 m<sup>2</sup>ではないのではないか。これは特殊な構造のものなのか。

事務局 特に特殊な構造でないが、こちらの計画については県農業普及所等の審査をいただいているので面積については問題ありませんが、確認の上次回の総会で詳しくご説明いたします。

議長 その他ございませんか。  
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。  
議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」  
許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 18 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 10 号を池田推進委員よろしくお願いたします。

池田推進委員 受理番号第 10 号についてご説明申し上げます。



2月27日に大越農業委員、事務局と私で申請地の調査をしてまいりました。資料にあるとおり山林の様相を呈し農地として復元し営農を再開することは困難であることを確認しました。

委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第18号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第18号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」議決し許可することといたします。

次に議案第19号「令和4年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第19号「令和4年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第19号「令和4年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」は承認といたします。

議長 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 4件です。

○ 報告第12号「農地法第5条の規定による農地一時転用届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第13号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1件です。

- 報告第 14 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受理について」 2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

安藤委員 猪苗代に住所がある新規就農希望者が農地を買いたいと農政課、農業委員会に問い合わせしたところ、隣接地区でないとだめと言われたが、通達でも示されているとおり隣接地区でなくても農地取得はできるのではないか。その見解についてききたい。

事務局（早尾係長） 営農計画の中で、遠隔地であっても営農が可能であれば問題ない。

安藤委員 それでは隣接地区でないとだめとする説明はおかしいのではないか。

事務局（早尾係長） 説明が足りなかった部分もあるので、農政課に伝える。

事務局 ● 令和 5 年第 3 回総会議案第 14 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」の資料差替えについて早尾係長が説明した。

● 令和 6 年度農林関係税制改正への要望に関する農業委員への照会について早尾係長が説明した

● 7 月の農業委員の改選状況について早尾係長が説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 5 年第 4 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。